

議員提出議案第 2 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

提出者	海老名市議会議員	市 川 敏 彦
賛成者	同	鈴 木 守
同	同	福 地 茂
同	同	飯 田 英 榮
同	同	鶴 指 眞 澄
同	同	佐々木 弘

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の200」を「100分の207.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成26年12月に支給する期末手当の特例措置）

16 平成26年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の200」とあるのは、「100分の215」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による附則に1項を加える改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）が平成26年12月1日後である場合においては、改正前の第5条第2項の規定に基づいて施行日から平成26年12月15日までの間に支給された期末手当は、改正後の附則第16項の規定による期末手当の内払とみなす。